

4月より全面施行!

中小企業経営者にお知らせしたい ポイント 経営承継円滑化法の要点

中小企業経営者の高齢化にともない、事業承継対策の情報は法人セールスにおいて重要になっています。平成21年度税制改正大綱・要綱が発表され、経営承継円滑化法の3本柱の1つ、自社株の相続税及び贈与税の納税猶予制度の全貌が明らかになりました。

また、税制改正関連法案が予定どおり国会を通過すれば、この4月から同法が全面施行されます。そこで今回の特集では、残る2つの柱、民法の特例と金融支援を併せて、円滑化法の要点について“おさらい”をします*。

事業承継対策を検討している経営者への情報提供に役立てていただければ幸いです。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東支部 事業承継コーディネーター CFP® **小松久男**

* 本特集の内容は、平成21年2月15日現在のものです。

I 経営承継円滑化法

1. 事業承継問題の背景と現状

中小企業は、わが国において企業数で9割以上、雇用で7割を占めており、しかも高度な技術を有している企業も多く、わが国を支える重要な存在であることはいうまでもありません。これら中小企業が未来に向けて健全に継続していくことは、日本経済が継続して発展していくために必要不可欠なことといえましょう。

ところが近年、中小企業の継続、つまり「事業承継」に以下に述べるような状況が生じてきています。

第1は、中小企業経営者の高齢化が進展してきているということ。20年以上前までは、中小企業経営者の平均年齢は52歳だったものが、最近では57歳へと上昇しています(図表1の資本金1,000万円未満を参照)。中小企業経営者の予想引退年齢は67歳といわれており、今後10年以内に多くの中小企業経営者が交代時期を迎えることが予想されます。

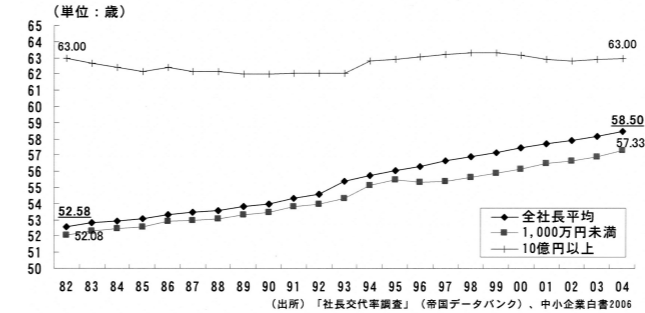
第2は、後継者確保が困難になってきているということ。子どもが後を継いだ企業は、20年前までは79.7%だったものが最近では41.6%と半減してきています。後継者の対象

を親族全体に広げて見ても、93.6%から62%へと大きく減少しています(図表2)。つまり、子どもがいても後を継がない傾向が年々、顕著になってきているといえます。

第3は、相続紛争が増加してきていること。全国の家裁裁判所に持ち込まれた相続の相談件数は、20年前は5万件強であったものが最近では15万件強と、3倍に増加してきています(図表3)。相続紛争の結果、自社株式を中心とする事業用資産の承継がスムーズにできず、事業の継続が脅かされるケースが出てきているということです。

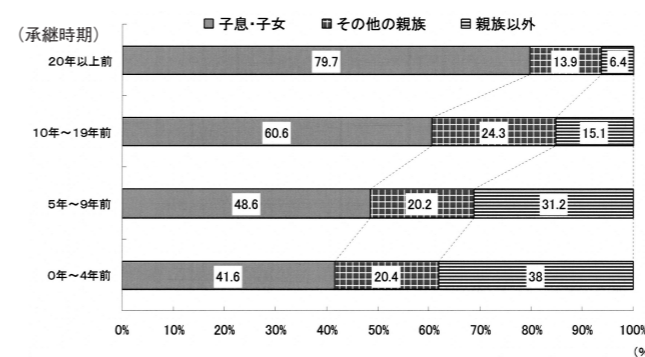
『中小企業白書』(2006年版)によると、「年間廃業社数約29万社のうち、約7万社が『後継者がいない』ことを第一の理由とする廃業であり、これによる雇用の喪失は毎年20万人~35万人に上ると推定される」としています。そこで、**日本経済を支える中小企業の雇用や技術の喪失を防止する観点から、事業承継を円滑に進めるための支援策が喫緊の政策課題**となり、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(略して経営承継円滑化法または円滑化法)が公布(平成20年5月)、施行(平成20年10月より順次)され、そのための支援事業として全国102カ所に「事業承継支援センター」が設置されました。

■図表1 資本金規模別の代表者の平均年齢の推移



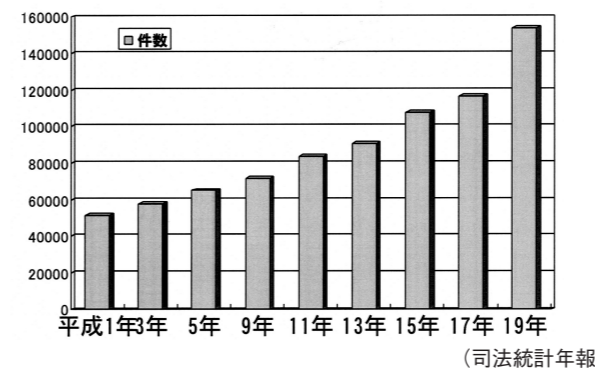
(「社長交代率調査」(帝国データバンク) 中小企業白書2006年版)

■図表2 先代経営者との関係の変化



((株) 東京商工リサーチ「後継者教育に関する実態調査」2003年)

■図表3 全国の家裁裁判所における相続関係相談件数の推移



(司法統計年報)

2. 経営承継円滑化法の目的と概要

経営承継円滑化法は、中小企業の経営の承継の円滑化を図ることによって「事業活動の継続」をサポートし、わが国の経済の維持発展に寄与することを目的としています。同法では「事業の継続」の阻害要因となる次の3つの問題を想定し、それに対して3つの施策(柱)を用意しています。

(1) 遺留分による制約

*1 わが国全体の相続税課税割合は4.2%(平成16年度)ですから、中小企業経営者にとって相続税対策がいかに重要であるかがうかがえます。

親族内の事業承継では、自社株式を中心とする事業用資産を後継者に集中させることが必要となります。集中させる方法は一般的には、相続・贈与ということになりますが、前述の通り、中小企業経営者の財産の大半が自社株式等の事業用資産のため、遺留分の制約を受けることにより、集中が困難になります。中小企業庁「中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」(平成18年10月)によれば、後継者以外の相続人に遺留分を主張された場合、自社株式等の事業用資産を後継者に集中できない経営者の割合は、約半数に上っています。

(2) 資金調達の困難性

事業承継の局面では、自社株式等事業用資産を後継者へ集中させることによって発生する納税資金や、会社が金庫株として買い取るための資金など、後継者個人や会社にさまざまな資金需要が生じます。さらに交代時には、一時的に業績悪化・信用力の低下により、金融機関からの資金調達が困難になることが多いといわれています。前述の中小企業庁のアンケート調査によれば、事業承継において役立つ施策として「金融支援の拡充」が40%に達しています。

(3) 相続税の負担

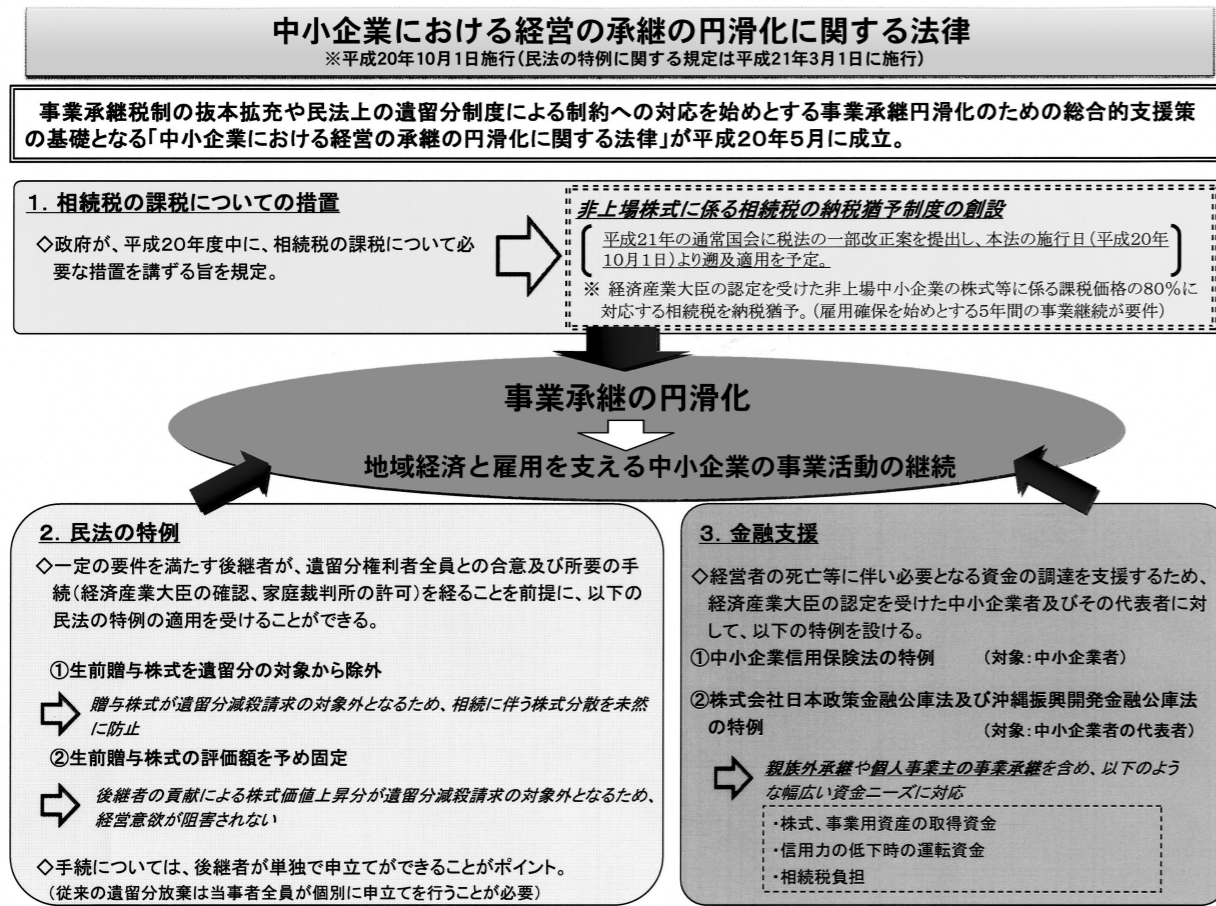
中小企業経営者の特徴として、保有財産に占める自社株式を中心とする事業用資産の比率が高いということが挙げられます。特に、業績のよい会社ほど自社株式の評価額が高額になり、この傾向が強くなります。この結果、相続が発生すると多額の相続税が課せられることになります。

前述のアンケート調査によれば、63.5%*1の経営者が相続税負担が生じるとし、17.9%の経営者が5,000万円以上の負担が生じると予想しています。相続税を納税するために自社株式等の事業用資産を売却・物納を考えている経営者は21%に達しています。

(4) 円滑化法の3本柱

経営承継円滑化法は、想定した3つの問題への対応のため、「1. 相続税の課税についての措置」「2. 民法の特例(遺留分の特例)」「3. 金融支援」を定めています(次ページの図表4)。「1. 相続税の課税についての措置」については本誌08年5月号特集で、「2. 民法の特例」については同08年10月号特集でそれぞれ解説していますので、ここでは、それらのポイン

■図表4 経営承継円滑化法の全体像



(中小企業庁資料)

トのおさらいと若干の補足、これまで取り上げられていなかった「3. 金融支援」についてと、平成21年度税制改正大綱・要綱で具体的に確定された税制について解説します。

3. 民法の特例（遺留分の特例）

(1) 遺留分の特例とは

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外するか、または固定することができる制度です。除外することを「除外合意」、固定することを「固定合意」といいます。

【除外合意】

先代経営者甲の財産のうち、自社株式その他一定の財産を除外合意により基礎財産から除外すると、将来、後継者Aの努力により、例えば現在3,000万円の評価額の自社株

式が4倍の1億2,000万円に上昇したとしても、遺留分の基礎財産は不動産のみであり、自社株式が分散される心配はなくなります（図表5）。

【固定合意】

先代経営者甲の財産のうち、自社株式その他一定の財産の価額を固定合意すると、将来、後継者の努力により、例えば現在3,000万円の評価額の自社株式が4倍の1億2,000万円に上昇したとしても、遺留分の基礎財産の自社株式その他一定の財産の価値は固定され、自社株式の分散を防ぐことが可能になります（図表6）。

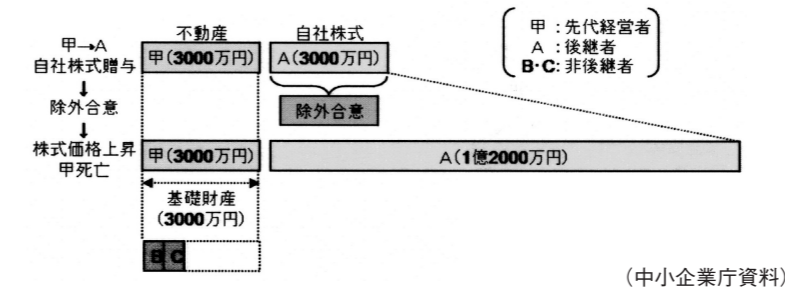
自社株式の株価は、上昇するとは限らず、下落することもありますので、必ずしも後継者に有利になるとは限りませんので注意が必要です。

(2) 適用要件等

適用対象企業

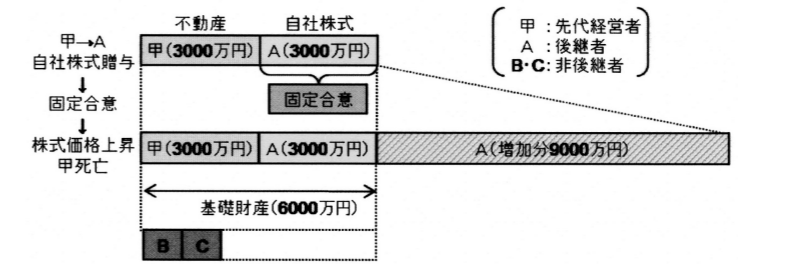
「特例中小企業者」。3年以上事業を継続している一定の非上場会社のこと（詳細は本誌08年10月号特集P.9参照）。

■図表5 除外合意の概念



(中小企業庁資料)

■図表6 固定合意の概念



(中小企業庁資料)

旧代表者

特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む）で、その遺留分を有する推定相続人に対して特例中小企業者の株式等の贈与をした者です。

後継者

旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者、または当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈もしくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主または総社員の議決権の過半数を有し、かつ当該特例中小企業者の代表者であるもの（当該贈与等のみで過半数である必要はなく、すでに保有している議決権と当該贈与等を合わせて過半数になればよいのです。ただし、すでに過半数を保有している場合は適用外となります）。

合意の方法、対象者

推定相続人全員の書面による合意が必要です。遺留分権利者全員ということですので「旧代表者」は対象者に入りません。

贈与の時期

民法の特例の施行日以前の贈与であってもよく、例えば数年前の贈与であってもよいのです。

固定合意の価額

固定合意の価額は合意の時の価額であり、その適切性を担保するため、弁護士、公認会計士、税理士のいずれかが合意の時における相当な価額として証明したものに限られま

す（評価方法については、中小企業庁内の「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」でガイドラインを策定し、平成21年2月9日公表されました）。

除外・固定合意の併用

贈与された自社株式の全部を除外または固定合意することはもちろん可能ですし、一部を除外、一部を固定することも可能です。

(3) 除外合意・固定合意のオプション

民法の特例では除外合意・固定合意のオプションとして、次の付随的合意もできるようになっています。付随的合意は単独ではできず、あくまで除外・固定合意と併せて行うことができるものです。

後継者についての株式以外の財産の除外合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産で、事業活動を継続していくために必要なもの（個人名義の事業用不動産や資金繰りに充てる個人名義の現預金等）についても、除外合意できるよう手当てされています。

他の推定相続人についての除外合意

合意の対象を、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等やその他の財産に限定すると、後継者が一方的に利益を得る制度となってしまう、後継者と非後継者との間の^{こうへい}衡平を害し、非後継者の同意を得るのが困難となる場合があります。このため、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産についても、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるとしています。この合意は義務付けられているわけではありませんが、少しでも合意がスムーズに行くように交換条件として用意されたものといえます。

(4) 民法の特例の手続き

推定相続人（遺留分権利者）全員の合意の後、後継者が、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を得ることで、当該合意の効力が発生します。現行の遺留分放棄制度では、放棄者が家庭裁判所に申し出なければなりません。この制度では後継者が単独で申し立てることができ、非後継者の手続きの簡素化が図られています。手続きの流れは次ページのとおりです（図表7）。